

「パワートラスト 実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）」「パワートラスト Neo 予定配当率固定型 ソフトバンクグループ株式会社」及び「パワートラスト Neo 予定配当率固定型 株式会社日本エスコン」の各信託約款

新旧対照表

第 17 条を以下のとおり変更します。（下線部は変更箇所）

変更前	変更後
当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。	当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとします。 <u>また、受益者が株式会社 SBI 新生銀行に開設した預金口座に係る取引の一部が制限又は停止され、当社が取引を継続することが不適切であると判断した場合も同様とします。</u>

第 22 条第 1 項第 4 号を以下のとおり変更します。（下線部は変更箇所）

変更前	変更後
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 27 条第 1 項に定める信託財産状況報告書（信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料を兼ねるものとします。）	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 27 条に定める事項を記載した信託財産状況報告書（信託法第 37 条第 2 項に定める財産状況開示資料を兼ねるものとします。）